

韓国併合の強制性に関する日本の検定歴史教科書記述の分析と特色 —学校教育での日本語強制に焦点化して—

新福 悦郎*

Analysis and characteristics of Japanese official history textbook descriptions on the coerciveness of the annexation of Korea —Focus on compulsory Japanese in school education—

Etsuro SHIMPUKU

*Department of Human Education, Faculty of Human Studies,
Ishinomaki Senshu University, Miyagi 986-8580, Japan*

1. はじめに

韓国併合の歴史認識については、歴史研究者においても日本と韓国の間で大きな溝がある。韓国側は、「韓国併合条約不成立、すなわち日本の朝鮮支配は法的根拠をもたない植民地支配＝強占である」¹と説明するが、日本側では、「日本の歴史学界には韓国併合条約等旧条約無効論はなじんでいない。『条約論としては日本の国際法学者や外交史研究の間では、当時としては有効であったとの見解が通説』²である」という見解である³。

これらの溝は、外務省『第2期日韓歴史共同研究報告書』にも表出している。金度亨は次のように記している。

「…朝鮮が併合に至る過程の条約は、全て強圧的に結ばされたものであった。したがって、その強圧性の性格と程度がどのようなものであったのかということにより、条約の合法、非合法が議論されている。現在、韓国の学界では、植民地化の過程で結ばれた全ての条約は、強圧的に結ばれた不法条約であり、条約によっては、名称、形式、要件も問題があるため、条約自体の源泉的な無効を主張している。」⁴

これに対して、日本側の木村幹は次のように述べている。

「韓国併合に至るまでの諸条約の合法性については、日韓両国間、更には日韓両国内において様々な議論が展開されている。韓国併合が非合法であるという韓国学界の主張は、欧米を中心とす

る国際法学者の多くが支持するにも依然至っていない。何れにせよ、このような主張をするに当たっては、最低限、異なる側の主張も紹介される必要がある。論争的な問題において一方の立場のみを紹介し、日韓両国の教科書の記述を評価しようとする本論文の姿勢は公平性を欠いているという批判を受ける可能性がある。…」⁵

これらの歴史認識のズレは、日韓基本条約の双方のとらえ方にも見られる。日韓基本条約における条文の理解が双方それぞれの考え方のもとで進められたことは、今日の政治的、社会的な対立の根源につながっている。

上記の日本と韓国の歴史認識のズレに注目した場合、韓国併合において強制性をめぐる議論は、日韓相互の歴史認識において重要な要素であると考えられる。本研究では、その強制性が日本の教科書に2000年以降どのように記述されてきたのか、またされているのかについて分析する。

先述した金度亨は、同時に次のように述べている。

「日韓間の歴史教科書の記述の相違点は、日本の近代史を帝国主義の侵略と戦争を擁護し正当化する立場から記述するのか、そうではなく、帝国主義の侵略の弊害を指摘し、これを反省する側面から記述するのかということであると言える。したがって、このような違いを克服し、歴史認識の隔たりを狭めるためには、日韓両国の不幸な過去と、これを見る上で相反する歴史認識を反省的に再検

*石巻専修大学人間学部人間教育学科

討しなくてはならないだろう。いままでの典型的な姿勢から、平和体制を築く未来志向的な日韓関係のために、共通の歴史認識が必要な時であろう。」⁶

金が述べるように、韓国併合についても共通の歴史認識が必要である。そのためには、日韓の政治家や歴史研究者が述べるような韓国併合の強制性の議論が国民の歴史認識に影響すると考えられる教科書記述レベルでも反映されているのか、その分析が求められる。韓国併合の記述についてその強制性に注目して考察していきたい。

2. 韓国併合の強制性と教科書記述分析の視点

日本と韓国の歴史教育研究者が共同で歴史教科書の記述を提案したものはこれまでいくつか発表されてきた。その中でも加藤章(歴史教育研究会)と李存熙(歴史教科書研究会)によって示された『【日韓歴史共通教材】日韓交流の歴史』(明石書店)は、日韓共同による研究者・教員が10年がかりで完成させた共通教材初の通史であり、成果でもあった⁷。

この本では、韓国併合に関連して次のような要素が示されている⁸。

「韓国併合の推進」においては、「義兵運動」「憲兵警察制度」「愛国啓蒙運動」「伊藤博文の安重根による暗殺」が記述されている。「大韓帝国の主権喪失」においては、「軍隊の解散」「司法権を奪うことによる抗日勢力に対する監視と弾圧の強化」「憲兵警察制度」「黄玟の殉国」「警戒状態での条約の締結」「韓国人が併合を知ることができなかった」「東京の祝祭の雰囲気」が記されている。「朝鮮総督府の武断統治」においては、「朝鮮総督府」で、「大韓帝国という国号の変更」「首都名を漢城から京城へ変更」「陸軍大臣寺内正毅が朝鮮総督府に任命」されたこと、「総督武官制」などが見られる。また、「韓国皇帝と貴族への対応」や「武断統治の内実」「団体の解散、新聞の廃刊、書籍の発行禁止」などが記されている。さらに「同化政策」として「教育勅語にもとづく教育の普及、日本語の強制」なども記されている。

また、この本では、韓国併合に関する日本側教科書記述の状況について、次のように分析している。

「他方、日本の高校日本史教科書では、日露戦争から1910年までは比較的詳しいが、この時期の植民地支配の実態については、場合によっては脚注などで説明するだけのものもあり、あまり重視されていない。これは、いくつかのテーマを除いては教科書に記述するためには研究が十分ではなく、多くの読者を持つ『韓国併合』などというタイトルの本が、多くは1910年の植民地化までで記述が終わっているという実情からであろう。これらを踏まえれば、この節で扱う時期は、日本韓国の歴史教育の双方でともに軽視されていると言えよう。しかし、近年の日本の歴史教育の現状を考慮すれば、この時期の扱いはより重視されて良い。日本と韓国的高校生に、同じレベルの認識を持って欲しいと考える。」⁹

日本側教科書に、韓国併合による植民地支配の実態についてのより一層の記述の必要性が示されている。

梅野正信は「日韓関係をめぐる歴史教科書内容の課題」¹⁰について提起している。韓国併合については次のように日本の検定教科書記述の問題性を抽出している。

「…日本の検定教科書は、韓国統監府、朝鮮総督府の設置を説明し、外交権の剥奪、軍隊の解散、安重根による伊藤博文の暗殺などを記載するが、武力を背景とした併合であること、日本軍が警戒する中に併合がなされたこと、天皇直属の総督であること、韓国の国民が生活に困り日本へ移り住むことになった経緯、国名を韓国から朝鮮に、漢城を京城に変えたこと、学校での日本語強制、選挙権のなかったこと等については、韓国国史教科書ほど説明されていない。」

梅野は、韓国併合そのものの強制性をとらえるときに、韓国併合条約の強要の事実と韓国併合の内実にある様々な政策的な変化の記述の重要性を述べている。「日本軍が警戒する中に併合がなされたとの記述←駐韓軍の増強、憲兵隊の常駐」や「総督府の総督が軍人であり、天皇直属であること」「韓国国民の日本への移住の経緯」「国名を韓国から朝鮮に変えたこと」「首都を漢城から京城に変えたこと」「学校教育での日本語強制」などが強制性の要素として示されている。

3. 本研究の方法

本研究では、まず、韓国併合の強制性の事実について、日本側の歴史教科書はどのような記述内容であったのかについて調査する。その際、梅野が述べている「韓国併合条約の強要の事実と韓国併合の内実にある様々な政策的な変化の記述」に注目する。

特に、本稿に於いては「学校教育での日本語強制」に焦点化して見ていきたい。

梅野は科研報告書¹¹において、2000年以降の検定教科書（中学校歴史的分野、高校日本史A、高校日本史B）の調査した教科書一覧を示し¹²、日本と韓国の自国史教科書における植民地期間関係記述の「到達点」および「共有可能」な歴史的事実の検討を行った。「植民地化の過程」「韓国併合」「三・一独立運動」「植民地収奪」「同化・皇民化及び関東大震災」「慰安婦」「戦後補償」の視点から分析を行ってきた。その中の「韓国併合」（第3章）については、論者がその記述内容を調査分析した¹³。そこでは、次の13個の視点をキーワードとして抽出し、記述内容を確認した。

①軍隊や警察の動員・弾圧 ②日本支配に対する抵抗 ③伊藤博文暗殺と安重根 ④韓国併合条約 ⑤武力支配による植民地支配 ⑥憲兵警察制度 ⑦陸軍大将寺内正毅 ⑧朝鮮総督府の設置 ⑨新聞雑誌発行、集会結社の制限 ⑩韓国を朝鮮と改称 ⑪首都漢城を京城と改称 ⑫総理大臣李完用 ⑬武断統治

上記の13個の視点の中には、本論が焦点化する「学校教育での日本語強制」については取り上げられず、教科書記述について調査分析がなされていない。

そこで、本論では、2000年以降の検定教科書（中学校歴史的分野、高校日本史A、高校日本史B）において、「学校教育での日本語強制」についての記述を分析する。その分析を通して、教科書記述に関してどのような特色があり、課題があるのかについて明らかにする。さらに、本テーマに関して、歴史研究者が解明した事実から、教科書記述をどのように豊かにしていくべきかについて考察する。

本研究の目的は、韓国併合に関連して「学校教育での日本語強制」に関する日本側教科書記述を

調査分析することを通して、韓国併合による植民地支配の実態についての記述状況を明らかにし、今後どのような事実や資料が日本側教科書に準備されるべきなのかについて考察することにある。

4. 本研究の教科書調査一覧

本研究では、梅野正信が研究代表としてまとめた報告書¹⁴において対象とした2000年以降の検定教科書（中学校歴史的分野、高校日本史A、高校日本史B）の教科書一覧と同様の調査を採用する。その中の韓国併合（第3章）については、論者がその記述内容を調査分析した。次の表1において上記報告書において調査した教科書一覧を紹介する¹⁵。

韓国併合の強制性に関する日本の検定歴史教科書記述の分析と特色
—学校教育での日本語強制に焦点化して—

<表 1 調査した中学校社会科歴史的分野、高校日本史 A、高校日本史 B 教科書一覧>

【中学社会】	発行年月	教科書タイトル名	編集・執筆	本研究略称
東京書籍	2001 年 3 月	新しい社会歴史	田邊裕ほか	[東書] 01
東京書籍	2005 年 3 月	新編新しい社会歴史	五味文彦ほか	[東書] 05
東京書籍	2011 年 3 月	新しい社会歴史	五味文彦ほか	[東書] 11
東京書籍	2015 年 3 月	新編新しい社会歴史	坂上康俊ほか	[東書] 15
東京書籍	2020 年 3 月	新しい社会歴史	矢ヶ崎典隆ほか	[東書] 20
教育出版	2001 年 3 月	中学社会歴史未来をみつめて	笹山晴生ほか	[教出] 01
教育出版	2005 年 3 月	中学社会歴史未来をみつめて	笹山晴生ほか	[教出] 05
教育出版	2011 年 3 月	中学社会歴史未来をひらく	中村達也ほか	[教出] 11
教育出版	2015 年 3 月	中学社会歴史未来をひらく	深谷克己ほか	[教出] 15
教育出版	2020 年 3 月	中学校社会歴史未来をひらく	久留島典子ほか	[教出] 20
帝国書院	2001 年 3 月	社会科中学生の歴史日本の歩みと世界の動き最新版	黒田日出男ほか	[帝国] 01
帝国書院	2005 年 3 月	社会科中学生の歴史日本の歩みと世界の動き初訂版	黒田日出男ほか	[帝国] 05
帝国書院	2011 年 3 月	社会科中学生の歴史日本の歩みと世界の動き	黒田日出男ほか	[帝国] 11
帝国書院	2015 年 3 月	社会科中学生の歴史日本の歩みと世界の動き	黒田日出男ほか	[帝国] 15
帝国書院	2020 年 3 月	社会科中学生の歴史日本の歩みと世界の動き	黒田日出男ほか	[帝国] 20
大阪書籍	2001 年 3 月	中学社会歴史的分野	熱田公ほか	[大書] 01
大阪書籍	2005 年 3 月	中学社会歴史的分野	鈴木正幸ほか	[大書] 05
日本文教出版	2001 年 3 月	中学生の社会科歴史日本の歩みと世界	大濱徹也ほか	[日文] 01
日本文教出版	2005 年 3 月	中学生の社会科歴史日本の歩みと世界	大濱徹也ほか	[日文] 05
日本文教出版	2005 年 3 月	中学社会歴史的分野	鈴木正幸ほか	[日文] ② 05
日本文教出版	2011 年 3 月	中学社会歴史的分野	鈴木正幸ほか	[日文] ② 11
日本文教出版	2015 年 3 月	中学社会歴史的分野	藤井譲治ほか	[日文] ② 15
日本文教出版	2020 年 3 月	中学社会歴史的分野	藤井譲治ほか	[日文] ② 20
清水書院	2001 年 3 月	新中学校歴史日本の歴史と世界	大口勇次郎ほか	[清水] 01
清水書院	2005 年 3 月	新中学校歴史改訂版日本の歴史と世界	大口勇次郎ほか	[清水] 05
清水書院	2011 年 3 月	新中学校歴史日本の歴史と世界	三谷博ほか	[清水] 11
清水書院	2015 年 3 月	中学歴史日本の歴史と世界	三谷博ほか	[清水] 15
日本書籍	2001 年 3 月	わたしたちの中学社会歴史的分野	児玉幸多ほか	[日書] 01
日本書籍新社	2005 年 3 月	わたしたちの中学社会歴史的分野	峯岸賢太郎ほか	[日新] 05
扶桑社	2001 年 3 月	中学社会新しい歴史教科書	西尾幹二ほか	[扶桑] 01
扶桑社	2005 年 3 月	中学社会改訂版新しい歴史教科書	藤岡信勝ほか	[扶桑] 05
自由社	2009 年 3 月	中学社会新編新しい歴史教科書	藤岡信勝ほか	[自由] 09
自由社	2011 年 3 月	中学社会新しい歴史教科書	伊藤隆ほか	[自由] 11
自由社	2015 年 3 月	中学社会新しい歴史教科書	伊藤隆ほか	[自由] 15
自由社	2021 年 2 月	中学社会新しい歴史教科書	伊藤隆ほか	[自由] 21
育鵬社	2011 年 3 月	中学社会新しい歴史教科書	藤岡信勝ほか	[育鵬] 11
育鵬社	2015 年 4 月	新編中学社会新しい日本の歴史	杉原誠四郎ほか	[育鵬] 15
育鵬社	2020 年 3 月	最新中学社会新しい日本の歴史	伊藤隆ほか	[育鵬] 20
学び舎	2015 年 4 月	ともに学ぶ人間の歴史	安井俊夫ほか	[学舎] 15

新福 悦郎

学び舎	2020年3月	ともに学ぶ人間の歴史	安井俊夫ほか	[学舎] 20
山川出版社	2020年3月	中学歴史日本と世界	橋場弦ほか	[山川] 20
【高校日本史 A】	発行年月	教科書タイトル名	編集・執筆	本研究略称
山川出版社	2002年4月	現代の日本史	鳥海靖ほか	A [山川] ① 02
山川出版社	2006年3月	現代の日本史改訂版	鳥海靖ほか	A [山川] ① 06
山川出版社	2012年3月	現代の日本史 A	鳥海靖ほか	A [山川] ① 12
山川出版社	2017年3月	現代の日本史 A 改訂版	鳥海靖ほか	A [山川] ① 17
山川出版社②	2003年4月	日本史 A	高村直助ほか	A [山川] ② 03
山川出版社②	2007年3月	日本史 A 改訂版	高村直助ほか	A [山川] ② 07
山川出版社②	2013年3月	日本史 A	高村直助ほか	A [山川] ② 13
山川出版社②	2016年3月	日本史 A 改訂版	高村直助ほか	A [山川] ② 16
三省堂	2004年3月	日本史 A	青木美智雄ほか	A [三省] 04
三省堂	2007年3月	日本史 A 改訂版	青木美智雄ほか	A [三省] 07
東京書籍	2002年4月	日本史 A 現代からの歴史	田中彰ほか	A [東書] 02
東京書籍	2007年3月	日本史 A 現代からの歴史	田中彰ほか	A [東書] 07
東京書籍	2012年3月	日本史 A 現代からの歴史	三宅明正ほか	A [東書] 12
東京書籍	2016年3月	日本史 A 現代からの歴史	三宅明正ほか	A [東書] 16
実教出版	2013年3月	新日本史 A	成田龍一ほか	A [実教] ① 13
実教出版	2017年3月	新日本史 A 新訂版	成田龍一ほか	A [実教] ① 17
実教出版②	2002年4月	高校日本史 A	宮原武夫ほか	A [実教] ② 02
実教出版②	2006年3月	高校日本史 A 新訂版	宮原武夫ほか	A [実教] ② 06
実教出版②	2012年3月	高校日本史 A	君島和彦ほか	A [実教] ② 12
実教出版②	2016年3月	高校日本史 A 新訂版	君島和彦ほか	A [実教] ② 16
清水書院	2002年4月	高等学校日本史 A	佐々木寛司ほか	A [清水] 02
清水書院	2006年3月	高等学校日本史 A 改訂版	佐々木寛司ほか	A [清水] 06
清水書院	2013年3月	高等学校日本史 A 最新版	佐々木寛司ほか	A [清水] 13
清水書院	2016年3月	高等学校日本史 A 新訂版	佐々木寛司ほか	A [清水] 16
第一学習社	2003年4月	高等学校日本史 A 人・くらし・未来	岩崎宏之ほか	A [第一] 03
第一学習社	2007年3月	高等学校改訂版日本史 A 人・くらし・未来	岩崎宏之ほか	A [第一] 07
第一学習社	2012年3月	高等学校日本史 A 人・くらし・未来	外園豊基ほか	A [第一] 12
第一学習社	2016年3月	高等学校改訂版日本史 A 人・くらし・未来	外園豊基ほか	A [第一]
【高校日本史 B】	発行年月	教科書タイトル名	編集・執筆	本研究略称
山川出版社	2002年4月	詳説日本史	石井進ほか	B [山川] ① 02
山川出版社	2006年3月	詳説日本史改訂版	石井進ほか	B [山川] ① 06
山川出版社	2012年3月	詳説日本史	笹山晴生ほか	B [山川] ① 12
山川出版社	2016年3月	詳説日本史改訂版	笹山晴生ほか	B [山川] ① 16
山川出版社②	2003年4月	高校日本史	石井進ほか	B [山川] ② 03
山川出版社②	2007年3月	高校日本史改訂版	石井進ほか	B [山川] ② 07
山川出版社②	2013年3月	高校日本史	笹山晴生ほか	B [山川] ② 13
山川出版社②	2017年3月	高校日本史改訂版	笹山晴生ほか	B [山川] ② 17
山川出版社③	2003年4月	新日本史	大津透ほか	B [山川] ③ 03

韓国併合の強制性に関する日本の検定歴史教科書記述の分析と特色
—学校教育での日本語強制に焦点化して—

山川出版社③	2007 年 3 月	新日本史改訂版	大津透ほか	B [山川] ③ 07
山川出版社③	2013 年 3 月	新日本史	大津透ほか	B [山川] ③ 13
山川出版社③	2017 年 3 月	新日本史改訂版	大津透ほか	B [山川] ③ 17
三省堂	2003 年 4 月	日本史 B	青木美智男ほか	B [三省] 03
三省堂	2007 年 3 月	日本史 B 改訂版	青木美智男ほか	B [三省] 07
東京書籍	2003 年 4 月	日本史 B	山本博文ほか	B [東書] ① 03
東京書籍②	2003 年 4 月	新選日本史 B	尾藤正英ほか	B [東書] ② 03
東京書籍②	2013 年 3 月	新選日本史 B	小風秀雅ほか	B [東書] ② 13
東京書籍②	2017 年 3 月	新選日本史 B	小風秀雅ほか	B [東書] ② 17
実教出版	2003 年 4 月	日本史 B	脇田修ほか	B [実教] ① 03
実教出版	2007 年 3 月	日本史 B 新訂版	脇田修ほか	B [実教] ① 07
実教出版	2013 年 3 月	日本史 B	脇田修ほか	B [実教] ① 13
実教出版	2017 年 3 月	日本史 B 新訂版	脇田修ほか	B [実教] ① 17
実教出版	2003 年 4 月	高校日本史 B	宮原武夫ほか	B [実教] ② 03
実教出版	2007 年 3 月	高校日本史 B 新訂版	宮原武夫ほか	B [実教] ② 07
実教出版	2013 年 3 月	高校日本史 B	君島和彦ほか	B [実教] ② 13
実教出版	2017 年 3 月	高校日本史 B 新訂版	君島和彦ほか	B [実教] ② 17
清水書院	2003 年 4 月	高等学校日本史 B	伊藤純郎ほか	B [清水] 03
清水書院	2007 年 3 月	高等学校日本史 B 改訂版	加藤友康ほか	B [清水] 07
清水書院	2013 年 3 月	高等学校日本史 B 最新版	荒野泰典ほか	B [清水] 13
清水書院	2017 年 3 月	高等学校日本史 B 新訂版	荒野泰典ほか	B [清水] 17
明成社	2002 年 4 月	高等学校最新日本史	村尾次郎ほか	B [明成] 02
明成社	2012 年 3 月	最新日本史	渡部昇一ほか	B [明成] 12
桐原書店	2003 年 4 月	新日本史 B	宮地正人ほか	B [桐原] 03

5. 教科書記述内容の一覧と記述分析の結果

教科書はどのような記述内容であったのか、次の

表1で示した教科書一覧において、それぞれの表2にその一覧を示す。

＜表2 「学校教育での日本語強制」についての教科書記述一覧＞

教科書出版社 発行年【中学校社会科歴史的分野】	「学校教育での日本語強制」についての教科書記述 () は教科書ページ数
[東書] 01	・学校では朝鮮史を教えることを禁じ、日本史や日本語を教えて、日本人に同化させる教育を行いました。(144) ・写真「日本語で授業を受ける朝鮮の子どもたち」明治の終わりの教室のようす。(145)
[東書] 05	・学校では朝鮮史を教えることを禁じ、日本史や日本語を教えて、日本人に同化させる教育を行いました。(160) ・写真「日本語で授業を受ける朝鮮の子どもたち」明治の終わりの教室のようす。(160)
[東書] 11	・「韓国の植民地化」学校では朝鮮の文化や歴史を教えることを禁じ、日本史や日本語を教え、日本人に同化させる教育を行いました。(166) 写真注・日本語で授業を受ける朝鮮の子どもたち (167)
[東書] 15	・「韓国の植民地化」学校では朝鮮の文化や歴史を教えることを厳しく制限し、日本史や日本語を教え、日本人に同化させる教育を行いました。(180) 写真注・日本語で授業を受ける朝鮮の子どもたち (181)
[東書] 20	・「韓国の植民地化」学校では朝鮮の文化や歴史を教えることを厳しく制限し、日本史や日本語を教え、日本人に同化させる教育を行いました。(192) 写真注・日本語で授業を受ける朝鮮の子どもたち (193)
[教出] 01	<日本統治下の朝鮮>日本は、朝鮮人を日本に同化させようとして、朝鮮人の学校で日本語を「国語」として強制し、朝鮮の歴史・地理よりも日本の歴史・地理を教え、朝鮮人から民族の誇りをうばおうとした。(162)
[教出] 05	朝鮮人の学校では、日本語や日本の歴史、修身が教えられるようになりました。(132) ・朝鮮で使用された歴史の教科書と日本語の授業をうける朝鮮の子どもの様子 (133)
[教出] 11	・朝鮮では、朝鮮の人々を、天皇や国家に忠誠を誓う日本人と同じようにする、同化政策が進められました。学校では、朝鮮語や朝鮮の歴史より、日本語や日本の歴史、修身が重視されました。一方で、選挙権は認めないなど、朝鮮の人々の権利や自由は制限されました。(174～175)
[教出] 15	・朝鮮では、朝鮮の人々を、天皇や国家に忠誠を誓う日本人と同じようにする、同化政策が進められました。学校では、朝鮮語や朝鮮の歴史より、日本語や日本の歴史、修身が重視されました。(180)
[教出] 20	・朝鮮では、朝鮮の人々を、天皇や国家に忠誠を誓う日本人と同じようにする、同化政策が進められました。学校では、朝鮮語や朝鮮の歴史より、日本語や日本の歴史、修身が重視されました。(194)
[帝国] 01	「韓国・台湾での植民地政策」韓国の学校では、日本語や日本の歴史、地理が教えられるようになり、韓国固有の文化や歴史を消すことが求められました。(171)
[帝国] 05	・植民地となった朝鮮では、学校で日本語や日本の歴史・地理が教えられ、朝鮮固有の文化や歴史を教えることは禁じられました。(175)
[帝国] 11	「朝鮮・台湾・満洲」での政策・日本の植民地となった朝鮮では、学校で日本語や日本の歴史・地理が教えられ、朝鮮固有の文化や歴史を教える機会は減らされました。(179)
[帝国] 15	韓国併合と植民地・満洲」での政策・朝鮮では、近代化が進められ鉄道などが整備される一方、学校で日本語や日本の歴史・地理が教えられ、朝鮮の文化や歴史を教える機会は減らされました。(182～183)
[帝国] 20	「韓国併合と植民地・満洲」での政策・朝鮮では、近代化が進められ、鉄道や鉱山などが整備される一方、学校で日本語や日本の歴史・地理が教えられ、朝鮮の文化や歴史を教える機会は減らされました。(196～197)
[大書] 01	「韓国併合と朝鮮の人々」学校では、日本語や日本の歴史を強制的に教えました。このように、朝鮮民族の歴史や文化を否定し、日本に同化させる政策を進めましたが、台湾と同様、朝鮮の人々には選挙権は認めませんでした。(134) 写真「日本語で授業を受ける朝鮮の子どもたち」(134)
[大書] 05	学校では、日本語や日本の歴史を強制的に教えました。このように、朝鮮民族の歴史や文化を否定し、日本に同化させる政策を進めましたが、(160)
[日文] 01	写真「朝鮮の学校での日本語の授業」日本語を強制し、民族の自覚をなくして、日本に同化させようとした。(172) 図「朝鮮の小学校における授業時間」(172)

韓国併合の強制性に関する日本の検定歴史教科書記述の分析と特色
―学校教育での日本語強制に焦点化して―

[日文] 05	記述なし
[日文] ② 05	・そして、あらゆる政治活動を禁止し、新聞の発行も制限し、学校では、日本語や日本歴史を強制的に教えました。このように朝鮮民族の歴史や文化を否定し、日本に同化させる政策を進めましたが、台湾と同様、朝鮮の人々には選挙権は認めませんでした。(160)
[日文] ② 11	・朝鮮総督府は、あらゆる政治運動を禁止し、新聞の発行も制限し、学校では、日本語や日本の歴史を強制的に教えました。このように朝鮮民族の歴史や文化を否定し、日本に同化させる政策を進めましたが、(192)
[日文] ② 15	学校では、日本語が国語として教えられ、朝鮮語の授業時間が減らされ、さらには日本の歴史が強制的に教えられました。このように、朝鮮民族の歴史や文化を否定し、日本に同化させる政策を進めました。(194-195) (写真) ⑤教育制度が変わった 1910 年ごろの朝鮮の小学校のようす (195)
[日文] ② 20	・学校では、日本語が国語として教えられ、朝鮮語の授業時間が減らされました。さらには日本の歴史が強制的に教えられるなど、朝鮮民族を日本に同化させる政策を進めました。(209) ・写真：教育制度が変わった 1910 年ごろの朝鮮の小学校のようす
[清水] 01	のち、日中戦争がはじまったころ、総督府は日本語の使用や日本風の姓名への改名、神社への参拝を義務づけようとした。この日本への同化政策は朝鮮の文化や親族のむすびつきをこわすものであり、ハングルの改良など文化の面で民族の尊厳を守ろうと努力していた朝鮮の人びとは、深い憤りをたぐわえることになった。(152)
[清水] 05	記述なし
[清水] 11	記述なし
[清水] 15	記述なし
[日書] 01	記述なし
[日新] 05	記述なし
[扶桑] 01	また、日本語教育など同化政策が進められたので、朝鮮の人々は日本への反感を強めた。(240)
[扶桑] 05	記述なし
[自由] 09	記述なし
[自由] 11	・併合後におかれた朝鮮総督府は、植民地政策の一環として、朝鮮の鉄道・灌漑施設をつくるなどの開発を行い、土地調査を実施した。また、学校も開設し、日本語教育とともに、ハングル文字を導入した教育を行った。(191)・欄外) 絵図：ハングル文字の教科書：李朝時代には普及していなかった文字ハングルを朝鮮固有のものとして普通教育にとり入れた。(朝鮮総督府 1924 年発行『普通学校修身』国立国会図書館) (191)
[自由] 15	・併合後におかれた朝鮮総督府は、植民地政策の一環として、朝鮮の鉄道・灌漑施設をつくるなどの開発を行い、土地調査を実施した。また、学校も開設し、日本語教育とともに、ハングル文字を導入した教育を行った。(198)・欄外) 絵図：日本語と朝鮮語(ハングル)を併用する教科書：李朝時代から使われていた文字ハングルを朝鮮固有のものとして普通教育に取り入れた。韓国併合時に約 100 校だった公立学校が、8 年後には 460 校に増えた。公立学校では、日本語の教育が重視されたが、朝鮮語(ハングル)による教育も行われ、朝鮮総督府は教育の普及につとめた。(朝鮮総督府 1924 年発行『普通学校修身』国立国会図書館) (199)
[自由] 21	・併合後におかれた朝鮮総督府は、植民地政策の一環として、朝鮮の鉄道・灌漑施設をつくるなどの開発を行い、土地調査を実施した。また、学校も開設し、日本語教育とともに、ハングル文字を導入した教育を行いました(198)・欄外) 絵図：日本語と朝鮮語(ハングル)を併用する教科書：韓国併合後、李氏朝鮮の時代からつくられた文字ハングルを、朝鮮固有のものとして普通教育に取り入れました。併合時に約 100 校だった公立学校は 8 年後には 460 校に増えるなど、朝鮮総督府は教育の普及につとめました。(朝鮮総督府 1924 年発行『普通学校修身書』国立国会図書館) (199)
[育鵬] 11	・日本の朝鮮統治では、植民地経営の一環として米の作づけが強いられたり、日本語教育など同化政策が進められたので、朝鮮の人々の日本への反感は強まりました。(177)
[育鵬] 15	・わが国の朝鮮統治では、併合の一環として近代化が進められましたが、米の作づけが強いられたり、日本語教育など同化政策が行われたので、朝鮮の人々の日本への反感は強まりました。(193)
[育鵬] 20	・わが国の朝鮮統治では、併合の一環として近代化が進められましたが、米の作づけが強いられたり、日本語教育など同化政策が行われたので、朝鮮の人々の日本への反感は強まりました。(201)

新福 悦郎

[学舎] 15	・1911年、朝鮮総督府は、朝鮮での教育の目的を定めました。日本国内と同じように、教育勅語にもとづき、子どもたちを「天皇の臣民」とすることでした。全土に四年生の普通学校がつくられました。男子の就学率は、1910年代の5%前後から、1920年代後半には25%を超えました。女子は3年でも卒業できるとされましたが、就学率は、1920年代後半に5%ほどでした。学校では修身と国語（日本語）が中心で、朝鮮語および漢文・算術・理科・唱歌・体操・図画・裁縫などの教科も教えました。子どもたちは、一部の教材をのぞいて、日本語で書かれた教科書で学びました。一方、書堂とよばれる、漢文やハングルを教える村の学校に通う子どもたちもいました。 ・欄外：写真：朝鮮の学校の二人の教師（1929年）黒板には、「天皇陛下ニハ赤坂離宮ニ特設農田ヲ設定ナサレ…」と書かれている。 ・欄外：朝鮮の普通学校で使われた教科書「普通学校国語読本」（1923年）（203） ・コラム）増える日本人：1905年、日本は韓国の外交権を奪って保護国とし、支配を強めた。日本人の子どもが通う小学校も、1905年の18校から1910年末には128校に増えた。（202）
[学舎] 20	・1911年、朝鮮総督府は、朝鮮での教育の目的を定めました。日本国内と同じように、教育勅語にもとづき、子どもたちを「天皇の臣民」とすることでした。全土に四年生の普通学校がつくられました。男子の就学率は、1910年代の5%前後から、1920年代後半には25%を超えました。女子は3年でも卒業できるとされましたが、就学率は、1920年代後半に5%ほどでした。学校では修身と国語（日本語）が中心で、朝鮮語および漢文・算術・理科・唱歌・体操・図画・裁縫などの教科も教えました。子どもたちは、一部の教材をのぞいて、日本語で書かれた教科書で学びました。一方、書堂とよばれる、漢文やハングルを教える村の学校に通う子どもたちもいました。 ・欄外：写真：朝鮮の学校の二人の教師（1929年）黒板には、「天皇陛下ニハ赤坂離宮ニ特設農田ヲ設定ナサレ…」と書かれている。 ・欄外：朝鮮の普通学校で使われた教科書「普通学校国語読本」（1923年）（203） ・コラム）増える日本人：1905年、日本は韓国の外交権を奪って保護国とし、支配を強めた。日本人の子どもが通う小学校も、1905年の18校から1910年末には128校に増えた。（202）
[山川] 20	・学校では日本語が国語として教えらるるなど、朝鮮の人々を日本人に同化しようとする政策が採られた。（198） ・コラム「日本の植民地」＝日本の植民地支配：…植民地統治では、日本語教育が重視されるなど、日本に対する文化的同化を進めようとする傾向が強かった。（201）

【日本史 A】

A [山川] ① 02	記述なし
A [山川] ① 06	陸軍大臣寺内正毅が初代朝鮮総督を兼任して軍隊と警察による武断政治をおこない、朝鮮語を制限し日本語を普及させるなど同化主義教育を進めた。（64-65）
A [山川] ① 12	陸軍大臣寺内正毅が初代朝鮮総督を兼任して軍隊と警察による武断政治をおこない、朝鮮語を制限し日本語を普及させるなど同化主義教育を進めた。（56-57）
A [山川] ① 17	記述なし
A [山川] ② 03	記述なし
A [山川] ② 07	記述なし
A [山川] ② 13	記述なし
A [山川] ② 16	記述なし
A [三省] 04	さらに1911年には朝鮮教育令を公布し、教育勅語にもとづいて天皇に忠誠を誓う国民として育成する方針をしめた。（112-113）
A [三省] 07	さらに1911年には朝鮮教育令を公布し、教育勅語にもとづいて天皇に忠誠を誓う国民として育成する方針をしめた。（113）
A [東書] 02	記述なし
A [東書] 07	記述なし
A [東書] 12	記述なし
A [東書] 16	記述なし
A [実教] ① 13	記述なし
A [実教] ① 17	記述なし
A [実教] ② 02	朝鮮語の新聞・雑誌の発行や集会・結社などをきびしく制限するいっぽう、韓国を朝鮮と改称し、教育勅語の精神を基本として日本語の普及を重視する同化主義教育を実施した。（97）

韓国併合の強制性に関する日本の検定歴史教科書記述の分析と特色
—学校教育での日本語強制に焦点化して—

A [実教] ② 06	朝鮮語の新聞・雑誌の発行や集会・結社などをきびしく制限するいっぽう、韓国を朝鮮と改称し、教育勅語の精神を基本として日本語の普及を重視する同化主義教育を実施した。(103)
A [実教] ② 12	他方、教育勅語の精神を基本として日本語の普及を重視する同化主義教育を実施した。(71)
A [実教] ② 16	記述なし
A [清水] 02	学校でも朝鮮の地理・歴史・言語の学習を大きく制限し、かわりに修身と日本語を強制的に教えるなど、天皇に「忠良なる臣民」の育成を重点とする同化政策を強力に進めた。(72)
A [清水] 06	学校でも朝鮮の地理・歴史・言語の学習を大きく制限し、かわりに修身と日本語を強制的に教えるなど、天皇に「忠良なる臣民」の育成を重点とする同化政策を強力に進めた。(90)
A [清水] 13	また、学校では日本語の習得が必修となって民族的な教育は制限された。(92)
A [清水] 16	また、学校では日本語の習得が必修となって民族的な教育は制限された。(83)
A [第一] 03	記述なし
A [第一] 07	記述なし
A [第一] 12	記述なし
A [第一] 16	記述なし

【日本史 B】

B [山川] ① 02	記述なし
B [山川] ① 06	記述なし
B [山川] ① 12	記述なし
B [山川] ① 16	記述なし
B [山川] ② 03	記述なし
B [山川] ② 07	記述なし
B [山川] ② 13	記述なし
B [山川] ② 17	記述なし
B [山川] ③ 03	記述なし
B [山川] ③ 07	記述なし
B [山川] ③ 13	記述なし
B [山川] ③ 17	記述なし
B [三省] 03	記述なし
B [三省] 07	記述なし
B [東書] ① 03	記述なし
B [東書] ② 03	・学校では、日本史や日本語が必修となり、朝鮮の文化や歴史は軽視された。植民地支配は1945（昭和20）年の日本の敗戦までつづいた。(191) ・欄外：朝鮮語（ハングルをふくむ）や朝鮮史以外は日本語で教えられた。1938年に朝鮮語が必修からはずれると、公教育から朝鮮語が排除されるようになった。(191)
B [東書] ② 13	・学校では、日本史や日本語が必修となり、朝鮮の文化や歴史は軽視された。植民地支配は1945（昭和20）年の日本の敗戦までつづいた。(197) ・欄外：朝鮮語（ハングルをふくむ）や朝鮮史以外は日本語で教えられた。1938年に朝鮮語が必修からはずれると、公教育から朝鮮語が排除されるようになった。(197)
B [東書] ② 17	記述なし
B [実教] ① 03	記述なし
B [実教] ① 07	記述なし
B [実教] ① 13	記述なし
B [実教] ① 17	・教育勅語の精神を基本として日本語の普及を重視する同化主義教育を実施した。(179)
B [実教] ② 03	教育勅語の精神を基本として日本語の普及を重視する同化主義教育を実施した。(179)

B〔実教〕② 07	教育勅語の精神を基本として日本語の普及を重視する同化主義教育を実施した。(179)
B〔実教〕② 13	・他方、教育勅語の精神を基本として日本語の普及を重視する同化主義教育を実施した。(181)
B〔実教〕② 17	・他方、教育勅語の精神を基本として日本語の普及を重視する同化主義教育を実施した。(181)
B〔清水〕03	・日本は、植民地朝鮮に対して、その習慣や文化を無視し、人種・文化が同根であるという前提に立って、「同化政策」注3)をすすめた。 注5)日本語の使用を強制したほか、日本の神社を各地に建てて参拝を強要した。(183)
B〔清水〕07	・日本は、植民地朝鮮に対して、その習慣や文化を無視し、人種・文化が同根であるという前提に立って、「同化政策」注3)をすすめた。 注5)日本語の使用を強制したほか、日本の神社を各地に建てて参拝を強要した。(183)
B〔清水〕13	・以後、日本は朝鮮の習慣や文化を無視して、同化政策を進め、日本語の使用を強制したり、神社を建てて参拝を強要したりした。(187)
B〔清水〕17	・以後、日本は朝鮮の習慣や文化を無視して、同化政策を進め、日本語の使用を強制したり、神社を建てて参拝を強要したりした。(183)
B〔明成〕02	記述なし
B〔明成〕12	記述なし
B〔桐原〕03	記述なし

上記の表2から韓国併合に関して「学校教育での日本語強制」については、次のような特色を抽出することができる。

本テーマに関して、中学校社会科歴史的分野では、ほとんどすべての教科書に記述が見られた。そのことは、植民地支配において日本が学校教育において日本語強制を行ってきたことの歴史的事実を教科書は確実に掲載していることを示す。

テーマの中でも「学校では朝鮮固有の文化や歴史(朝鮮史)を教えることを禁じた。」ことについての記述は、東京書籍、帝国書院を中心に、日本文教出版、大阪書籍に見られ、多くの教科書に見られた。また、「日本史や日本語を教えた。」については、東京書籍を中心に、教育出版、日本文教出版、大阪書籍、扶桑社、育鵬社に記述が見られ、これも多くの教科書に見られた。「日本人に同化させる教育を行った。」については、東京書籍を中心に、教育出版、日本文教出版、大阪書籍、扶桑社、育鵬社、山川出版社に記述があり、これも多くの教科書に掲載されていた。上記3つの記述が教科書に記載されている割合が高いことが分かった。

その次には、「朝鮮の歴史・地理ではなく日本の歴史・地理を教えた。」が多く、教育出版、帝国書院、日本文教出版、大阪書籍などに記述が見られた。

教科書記述は少ないが、「修身が教えられた。」

(教育出版)、「朝鮮人の学校で日本語を「国語」として。」(教育出版、日本文教出版、山川出版社)、「朝鮮人から民族の誇りを奪おうとした。」(教育出版)の内容を持つ記述もあった。

高校日本史Aの教科書においては、本テーマに関する記述のないものが全28冊中17冊あった。中学校歴史的分野と比較すると記述のない教科書の多さが目についた。

「朝鮮語を制限し日本語を普及させた。」「同化主義教育を進めた。」「教育勅語に基づいた天皇に忠誠を誓う国民として育成」という記述内容が山川出版社、実教出版、清水書院にそれぞれ見られた。

その他、「1911年には朝鮮教育令を交付した。」が三省堂に記述が見られ、「朝鮮の地理・歴史・言語の学習を大きく制限した。」「修身と日本語を強制的に教えた。」「民族的な教育が制限された。」の記述内容が、清水書院の教科書に見られた。

高校日本史Bにおいては、本テーマに関する記述のある教科書は33冊中11冊であった。記述無しの教科書が多かった。

「日本史や日本語が必修となった。」と記述されている教科書は清水書院を中心に、東京書籍、実教出版に見られた。「朝鮮の文化や歴史は軽視された。」「同化主義教育を実施した。」の記述が実教出版と清水書院の教科書に掲載されていた。

その他、「朝鮮語(ハングルふくむ)や朝鮮史以

外は日本語で教えられた。」(東京書籍)、「公教育から朝鮮語が排除されるようになった。」(東京書籍)、「教育勅語の精神を基本とした」(東京書籍、実教出版)の記述も見られた。

歴史教科書記述を全体的に分析すると、「朝鮮固有の文化や歴史」「日本史」「日本語」「同化政策」「強制的」「制限・消す・禁じる」「修身」「朝鮮人の学校」「民族の誇り」「教育勅語」「朝鮮語・ハングル」「天皇に忠誠」「朝鮮教育令」のキーワードを抽出することができる。

中学校歴史的分野においては、「朝鮮固有の文化や歴史」「日本史」「日本語」「同化政策」というキーワードが多く教科書に見られる。続いて「制限・消す・禁じる」が見られる。このことから、朝鮮固有の文化や歴史を教えることが禁じられ、日本史や日本語が教えられ、同化政策が進められたという内容の要素を含む記述が多いことが分かる。

その他、修身を教えたこと、天皇に忠誠を教える教育がなされたことなどもキーワードとして抽出できた。

高校日本史 A では、「日本語」「同化政策」「教育勅語」のキーワードが多く見られる。中学校社会科歴史的分野と違い、高校日本史 A では「学校教育での日本語強制」についての記述の割合は少ないが、記述されている内容は「日本語」を教えて「同化政策」を進めたという内容が多く見られ、同時に「教育勅語」と「天皇に忠誠」を図ろうとした教育についての記述が深まっている。

高校日本史 B では、「学校教育での日本語強制」について、さらに記述の割合が少ない。記述については、「日本語」「同化政策」「強制的」「教育勅語」のキーワードが見られる。特に「日本語」と「同化政策」が多く、全般的に韓国併合によって韓国内の学校教育についての政策的変化の記述は少なく、教育における日本の強制性について認識するには記述量が絶対的に不足していると考えられる。

6. 歴史研究からの「学校教育での日本語強制」の教科書記述への一考察

韓国併合前から朝鮮の学校では学校教育で日本語の強制が行われるようになった。これまで分析

したように、中学校社会科歴史的分野教科書においては、その事実が多く教科書に記載され、教科書によっては写真入りで「日本語で授業を受ける朝鮮の子どもたち」の説明がなされているものもある。一方、高校日本史 A や高校日本史 B では記述されていない教科書が多く見られた。

ここでは、韓国併合時期の朝鮮の教育に対して、日本政府がどのような政策を実施してきたのか、その事実の中で生徒たちの歴史認識育成において必要な要素となるものを抽出していきたい。

朝鮮の学校において日本語が強制されるようになっていくのは、幣原坦による「韓国教育改良案」の影響による。幣原はその中で、①普通学校を設立し、初学年より日本語を必修としていくこと、②教科書を編纂すること、③師範学校を改革し、上級では日本語での授業を行うことを示した。幣原は、1905年2月1日に韓国学部学政参与官となり、普通学校の教育と中等教育機関における実業教育、さらには教授用語としての日本語の普及に力を注いだ¹⁶。1905年10月21日の『幣原報告書』では、高等小学校に日本人教師を入れる案を通過させ、漢文の時間数を減らして日本語を週に12時間とした。しかし実際の所は朝鮮の人々の反発の動きがあり、日本語は週に5時間となった。

1906年8月27日に「普通学校令、普通学校令施行規則、外国語学校令、外国語学校令施行規則、高等学校令、高等学校施行規則、師範学校令、師範学校施行規則、学部直轄学校及公立学校官制、農林学校官制」が出され、幣原の草案であった「普通学校令」によって朝鮮各地に普通学校が創設された。官公立である普通学校で実践させる教育は模範教育と名付けられ、普通学校内の日本人教員である「教監」を中心に推進された^{17 18}。この日本人「教監」の配置について、学部篇『韓国教育』は次のように述べている¹⁹。

模範教育ノ施設ニ欠ク可カラザルハ職員ノ選任ナリ元來経験素養両カラ乏シキ韓国人ハ到底新教育ノ運用ヲ全フル能ハサルヲ以テ中等程度ノ学校ニ在リテハ一校数名、普通学校ニ在リテハ概ネ一名宛ノ日本人教師ヲ配慮シ前者ニアリテハ中一名ヲ学監ト称シ後者ニアリテハ教監ト称ヘ校長ノ位地ハ概シテ韓人ニ之ヲ委ヌルモ此等ノ日本人教

員ハ校長及他ノ職員ヲ輔導シテ経営及教授ノ衝ニ
 当リ事実上ニ於ケル学校ノ首脳トシテ新教育ノ運
 用ヲ其ノ双肩ニ負フノ觀アリ其任ヤ固ヨリ輕カ
 ス

この内容には、韓国人は能力が不足するために
 新教育の運用ができないとし、中等程度の学校で
 は1校に数名、普通学校には1名の日本人教員を
 配置し、事実上学校の首脳として校長及び職員を
 輔導する役割として日本人「学監」を置くことが
 示されている。

これらの中には、朝鮮人を見下す差別的な言動
 が示されており、学校教育における日本人教員の
 優位性が示されている。同時に朝鮮人の学校を管
 理監督する見方が示されており、韓国併合時期に
 おける学校教育において日本の強制性が示されて
 いる²⁰。

これらの日本が行う学校教育の施策に対して、
 韓国では、教育救国運動がおこり、その一環とし
 て各地に私立学校が設立された。1906年以後、
 2250の学校が設立されたのである。

以上、歴史研究からの「学校教育での日本語強
 制」の教科書記述に関連した韓国併合時期の韓国
 の教育に動きについて見てきた。現在の日本にお
 ける歴史教科書には、日本人教員が普通学校に配
 置され、学監として輔導することで管理監督して
 いた事実は示されていない。

日本語教育の強制と同時に、日本人教員が校長
 や職員を監督する「学監」という役職に任じられ
 ていたことの実事も生徒たちの歴史認識育成に必
 要な事実の提示となると考えられる。

6. まとめ

本研究では、韓国併合の強制性の事実について
 日本側の歴史教科書は、どのような記述内容で
 あったのかについて、特に本稿に於いては「学校
 教育での日本語強制」に焦点化して調査した。そ
 の際、梅野の科研報告書で使った教科書一覧を
 参考にした。その結果、中学校社会科歴史的分野
 では、ほとんどすべての教科書に記述が見られ、
 植民地支配において日本が学校教育において日本
 語強制を行ってきたことの歴史的事実を教科書は
 掲載していることが分かった。一方、高校日本史

Aや日本史Bでは記述する教科書の割合が減り、
 教育における韓国併合の強制性の事実が記されて
 いないことが分かった。記載されている教科書で
 は「朝鮮固有の文化や歴史」「日本史」「日本語」
 「同化政策」というキーワードが多くの教科書に
 見られることが分かった。

本稿では、韓国における日本語教育の強制性につ
 いて、日本人教員が校長や職員を監督する「学
 監」という役職に任じられていたことの実事も生
 徒たちの歴史認識育成に必要な事実となると考え
 提示した。

本研究においては、韓国併合の強制性の事実とし
 て、学校教育における日本語教育の強制性に着
 目した。中学校社会科歴史的分野教科書と高校日
 本史Aや日本史Bの記述に差があるのはなぜな
 のか、その理由については明らかにすることがで
 きなかった。さらに、総合的な視点から韓国併合
 については分析し考察していく必要がある。今後
 の課題としたい。

注

- 1 李泰鎮「韓国併合は成立していない」下『世界』1998年7・8月号 p.196
- 2 大畑篤四郎「併合条約は有効か無効か」『毎日新聞』1995.10.29
- 3 海野福寿『韓国併合史の研究』岩波書店、2000、p.49
- 4 日韓歴史共同研究委員会『第2期日韓歴史共同研究報告書』「教科書小グループ篇」金度亨「韓日歴史教科書の『近代韓日関係と条約』の叙述」「V. 日本の大韓帝国侵奪と併合」p.341
- 5 日韓歴史共同研究委員会『第2期日韓歴史共同研究報告書』「教科書小グループ篇」金度亨「韓日歴史教科書の『近代韓日関係と条約』の叙述」「V. 日本の大韓帝国侵奪と併合」木村幹「批評文」p.347
- 6 日韓歴史共同研究委員会『第2期日韓歴史共同研究報告書』「教科書小グループ篇」金度亨「韓日歴史教科書の『近代韓日関係と条約』の叙述」「V. 日本の大韓帝国侵奪と併合」p.346
- 7 歴史教育研究会（日本）・歴史教科書研究会（韓国）『【日韓歴史共通教材】日韓交流の歴史』（明石書店）2007年
- 8 歴史教育研究会（日本）・歴史教科書研究会（韓国）『【日韓歴史共通教材】日韓交流の歴史』（明石書店）2007

韓国併合の強制性に関する日本の検定歴史教科書記述の分析と特色
—学校教育での日本語強制に焦点化して—

年、pp.198-206、pp.214-217

9 歴史教育研究会（日本）・歴史教科書研究会（韓国）『【日韓歴史共通教材】日韓交流の歴史』（明石書店）2007年、p.390

10 梅野正信「日韓関係をめぐる歴史教科書内容の課題」『유럽과 동아시아의 공동교과서 편찬과 전망』2008、pp.57-69

11 梅野正信編著『日本と韓国の自国史教科書における植民地期関係記述の「到達点」および「共有可能」な歴史的事実の検討』（JSPS 科研費 JP19H01304）、2022

12 同上、pp.5-7

13 同上、pp.42-63

14 11 と同じ

15 11 と同じ。pp.5-7 に調査した教科書一覧が示されている。

16 佐藤由美『植民地教育政策の研究【朝鮮・1905-1911】』龍溪書舎、2000、pp.40-41

17 佐藤由美『植民地教育政策の研究【朝鮮・1905-1911】』龍溪書舎、2000、pp.90-91

18 本間千景『韓国「併合」前後の教育政策と二本』佛教大学研究叢書思文閣出版、pp.178-216、2010

19 学部『韓国教育』1909年、p.9、（『史料集成』63巻所収）

20 稲葉継雄『朝鮮植民地教育政策史の再検討』九州大学韓国研究センター叢書、九州大学出版会、2010、pp.6-7